

地域課題にデジタルで取り組む
地方公共団体や企業・団体の皆様へ

地域のデジタル変革を 総合的にご支援します

令和6年度 地域デジタル基盤活用推進事業のご案内
令和6年3月6日版

総務省
情報流通行政局
地域通信振興課
デジタル経済推進室

地域デジタル基盤活用推進事業の最新情報はこちら
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict_seisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html



【目次】

01	はじめに	2 頁
02	地域デジタル基盤活用推進事業について － 事業の概要 － ①計画策定支援 － ②実証事業 － ③補助事業 － 事業スケジュール	4 頁
03	よくあるご質問集	14 頁
04	参考資料 － 新しい通信技術と導入イメージ	23 頁

【はじめに】

人口減少や少子高齢化、産業空洞化といった地方の**社会課題を解決するにはデジタル技術が鍵**となります。

このような考えの下、政府では、デジタル技術の力で地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す、**デジタル田園都市国家構想**を掲げています。

デジタル化の恩恵を全国津々浦々に広げるために、地方の自主的・主体的な取組に対する支援を展開していきます。

デジタル田園都市国家構想の主要KPI

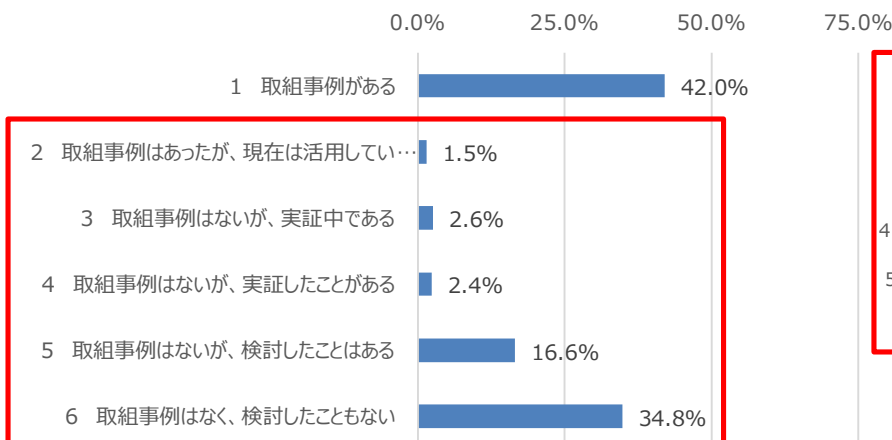
2030年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、デジタル実装に取り組む地方公共団体を、**2024年度までに1,000団体**
2027年度までに1,500団体とする。

【はじめに】

一方、地方におけるデジタル化の取組は十分に広がっておらず、デジタル技術を導入するための予算・人材など、様々な課題を抱えているのが実情です。

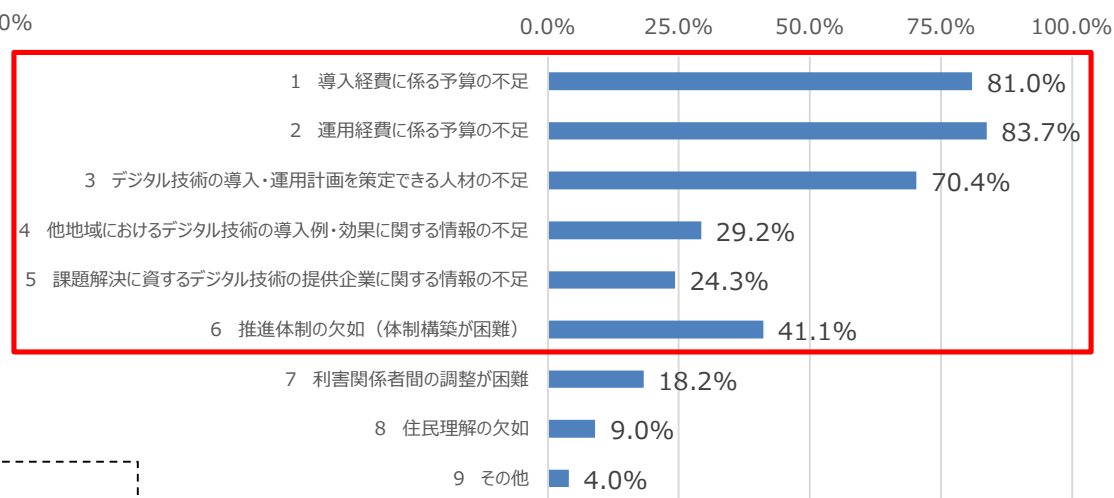
<地域課題の解決のために、デジタル技術の導入に取り組んだ事例>

約半数の地方公共団体においてデジタル技術導入の事例がない



<デジタル技術の導入を検討する際の課題について>

予算・人材・情報の不足、体制構築などに課題



【調査時期】 令和5年8月17日～9月22日

【照会方法】 総務省から、調査・照会システムを通じて、都道府県・市区町村の情報通信部局に対して照会。

【回答数】 1,525団体 / 1,788団体 (85.3%)



本資料は、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図りたい

地方公共団体や企業・団体の皆様への総合的な支援事業のご案内です。

【事業の概要】

地域デジタル基盤活用推進事業

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援します。

- ① 計画策定：導入計画策定のコンサルティング
- ② 実証事業：先進的ソリューションの実用化支援
- ③ 補助事業：地域のデジタル基盤の整備支援

予算額 25億円程度 （令和5年度補正予算）

【事業の概要】

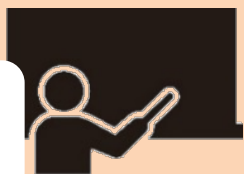
支援対象：地方公共団体、企業・団体など

※支援メニュー毎に対象条件が異なります。
詳しくは次頁以降をご参照ください。

① 計画策定支援

導入計画策定のコンサルティング

何から着手すれば良いかわからない…



DXを進めていくための計画書を作成したい…



地域課題の洗い出し、優先順位を整理したい

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定等を専門人材が支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体（※1）
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
- ※1 財政力指数1以上の地方公共団体は対象外

令和6年3月頃
1次公募開始予定

② 実証事業

先進的ソリューションの実用化支援



新しい通信技術（ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E/7等）を活用して地域課題の解決を図る先進的ソリューションの実用化に向けた社会実証を支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
 - ・企業・団体等（※2）
- ※2 当該企業・団体等にのみ利益がある取組ではなく、地域課題の解決に資するものであること

令和6年3月頃
1次公募開始予定

③ 補助事業

地域のデジタル基盤の整備支援



通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援します。

補助率 1 / 2

（地方公共団体の負担分について →12頁）

【支援対象】

- ・地方公共団体
- ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
- ・民間事業者

令和6年3月頃
1次公募開始予定

令和5年度事業からの主な変更点

1. **計画策定支援**に2つのコースができました

支援対象団体の希望に応じて、2つのコースで伴走支援します。

※支援期間中に方針を修正することがあります。

選べる2つのコース

	A 地域課題整理コース	B ソリューション実装コース
支援対象	課題の洗い出しから支援を希望する団体	地域課題の解決策は明確化されており、具体的な実装計画書策定の知見・ノウハウの支援を希望する団体
支援内容	解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討及び立案までを伴走支援します。	対象団体内における予算要求や国の補助金への申請・提案等への活用も念頭に置きつつ、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定を支援します。

2. **補助事業**の要件を一部見直しました

- PCレンタル料やクラウドサービス利用料等については、一定の条件を満たす場合に、**3か年分を上限として補助対象**とします。
- **補助対象経費に占めるソリューション機器等の割合**に関する要件（50%未満）を無くしました。
- 企業・団体等が実施主体となる場合、地方公共団体を含むコンソーシアムの形成が必要ですが、**採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に形成されていれば良いこと**とします。

【① 計画策定支援】※支援先団体の費用負担はありません。

地方公共団体内における**予算要求**、地域デジタル基盤活用推進事業を含む**国の支援への申請・提案**等にもご活用いただけるような**計画書の作成**、デジタル技術の導入に向けた第一歩となる**地域課題の洗い出しや整理**を図ることを目指し、3ヶ月程度の間、コンサルタント等の専門家が伴走支援します。

注) 支援先団体において計画書の作成その他の必要な作業(週最低3時間程度を目安)を実施していただきます。

<内容> 支援先団体のご意向も踏まえつつ、
それぞれの状況に応じて必要な支援を実施します。

ご支援する検討事項の例

- ・地域の抱える課題の全体像の整理
- ・デジタル技術の活用による課題解決の可能性
- ・取組の優先順位
- ・ネットワーク構成・機器、事業者選定等の要件
- ・導入・運用コストや費用対効果 等



1 団体当たり
3ヶ月程度の支援期間



<対象> デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている又はその関心のある
地方公共団体など

- ※ 財政力指数 1 以上の地方公共団体及びその地域内で取組を実施しようとする団体などは本支援の対象外となります。
- ※ 地域課題の解決に資する取組を実施するための計画策定が支援対象です。
- ※ 地方公共団体以外については、地方公共団体が出資する法人又は非営利法人による応募に限ります。

【① 計画策定支援】 デジタル技術導入に向けた支援の内容

支援先団体の課題の整理状況に応じて、以下の2つの支援内容を用意しています。

	A 地域課題整理コース	B ソリューション実装コース
支援対象	地域課題の洗い出しから支援を希望する団体	地域課題の解決策は明確化されており、具体的な実装計画書策定の知見・ノウハウの支援を希望する団体
支援内容	解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討及び立案までを伴走支援します。	支援対象団体内における予算要求や国の補助金への申請・提案等への活用も念頭に置きつつ、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定を支援します。
支援メニュー例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の抽出・整理 ・他地域における関連する好事例の紹介 ・デジタル技術の活用による課題解決の検討 ・ソリューション導入時期の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構成・機器等の要件の検討 ・導入・運用コストや費用対効果の検討 ・地域のステークホルダーとの連携体制の検討 ・運用モデルや資金計画、マネタイズの仕組み等の検討 ・事業者とのマッチング

【② 実証事業】（予算：16.5億円程度）

ローカル5Gをはじめとする**新しい通信技術**を活用した、次の社会実証を支援します。

- a) 全国の各地域が**共通に抱える地域課題の解決**に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、**地場企業の事業活動の効率化・合理化**に資する先進的なソリューション

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<対象となる通信技術>

ローカル5G

Wi-Fi HaLow

Wi-Fi 6E/7 などのワイヤレス通信技術 ※1

※1 上記以外の通信技術については個別にご相談ください。

<実施形態>

請負（定額）

<事業規模の目安>

1千万～1億円程度 ※2
※3

※2 活用する通信技術の種類や費用対効果なども踏まえて、提案の内容・規模を評価させていただきます。評価結果を踏まえ、採択に当たって金額の調整をさせていただくことがあります。

※3 原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外です。新たに調達が必要な場合には、リースやサブスクリプション等でご対応いただくことになります。

<提案評価の観点例>

- 全国の各地域が共通に抱える課題の解決に資するものであるか 又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか
- 新しい通信技術を活用するものであるか
(当該通信技術を選択することに関する他の通信技術との比較分析 など)
- 費用対効果等も踏まえ、現実的に社会実装が期待できるものか
- 先進的なソリューションであるか (先行事例との比較分析 など)
- 社会実装や他地域への横展開に向けた具体的かつ現実的なビジョンがあるか (地域の連携体制が構築されているか など)
- 主な加点評価項目
 - ・スタートアップが参画し、その技術などを活用する取組であるか
 - ・「デジ活」中山間地域に登録済又は登録申請中であるか

<対象となる通信技術の特長・活用イメージ>

➡ 24～31頁

【②実証事業】 対象経費の考え方

対象経費についての基本的な考え方は以下の表のとおりです。原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外となります。（消耗品・リースできない機器等を除く）

対象経費		対象外経費
ネットワーク／ソリューション機器など 実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスク型サービスを含みます)	実証期間内に発生した経費のみ対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク／ソリューション機器などの物品の購入経費（左記を除きます） ● 無線局開設に係る免許関係諸費用（免許申請手数料） ● 実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費 など
取得単価が税込10万円未満 又は 使用可能期間が1年未満 の物品の購入経費	「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のものと認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるものをいいます。	
リースなどで調達できない ネットワーク／ソリューション機器の購入経費	リースなどで調達できない理由（様式任意）を提出いただき、総務省の了解を得る必要があります。	
役務費	実証環境の構築やアプリケーション開発などの実証に係る人件費 など	
その他	実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費 など	

【③ 補助事業】（予算：最大3.5億円程度）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象> ※2

① 無線ネットワーク設備 （ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※3

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※3 PCレンタル料やクラウドサービス利用料等については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、3か年分を上限として補助対象とします。

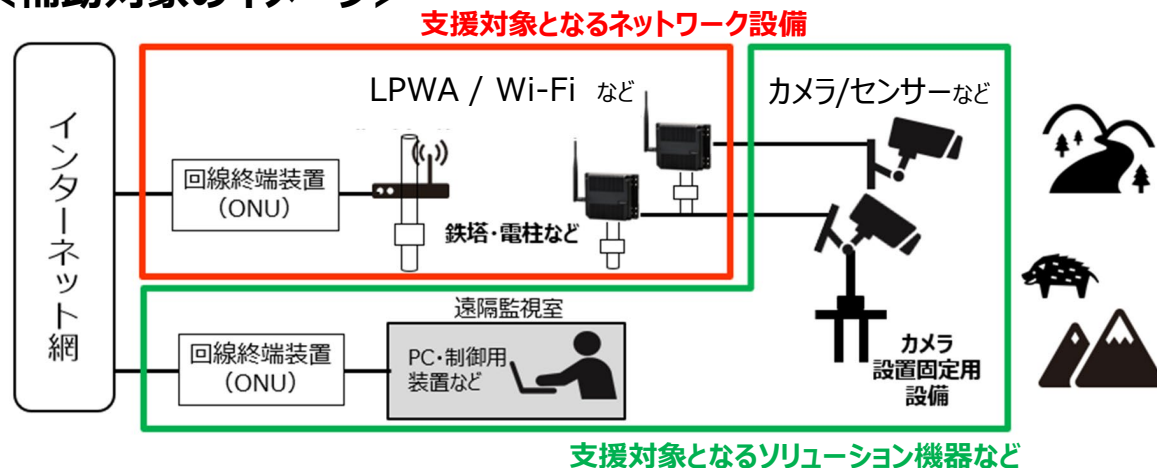
<補助率> 補助対象経費の **1/2**

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

<提案評価の観点例>

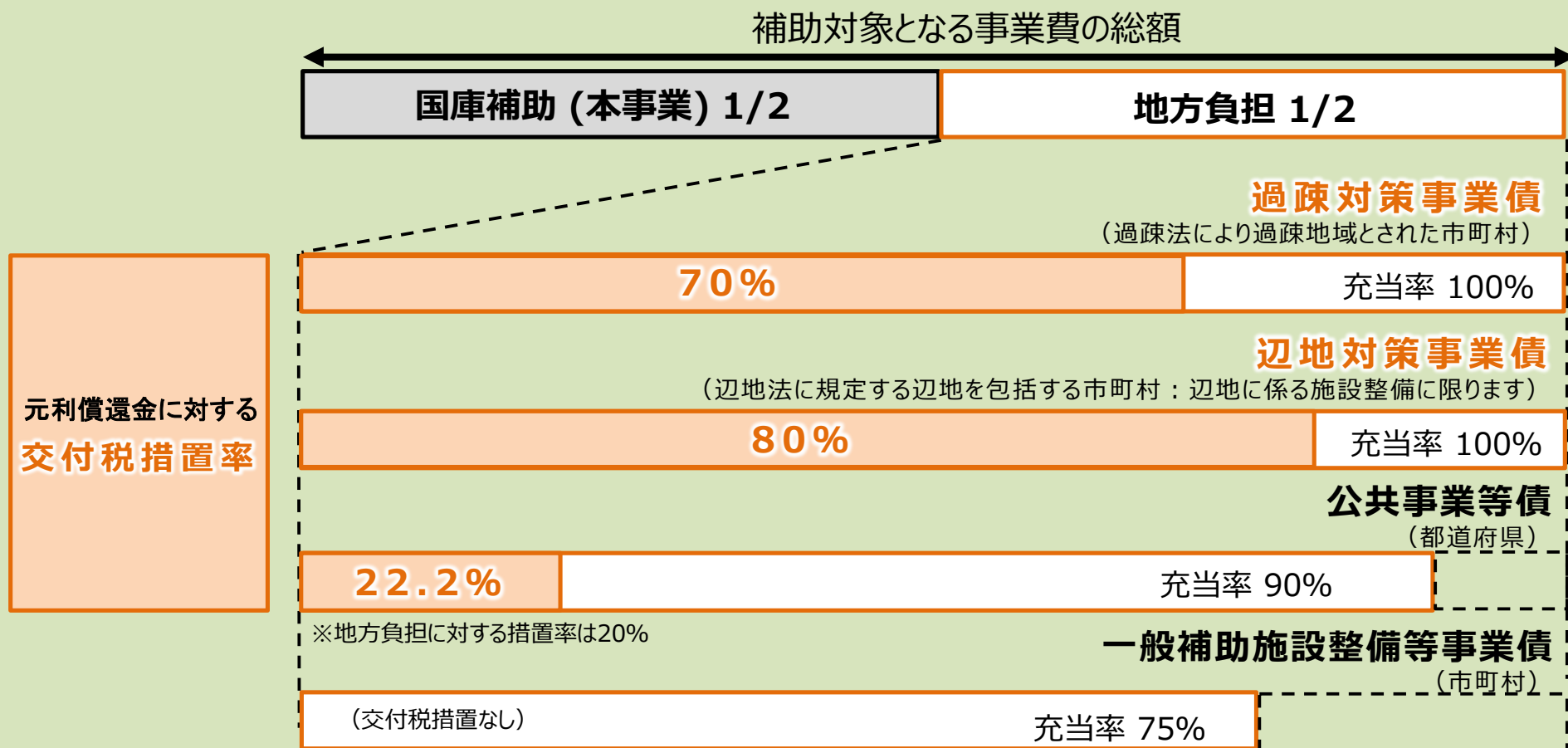
- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学金）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

<補助対象のイメージ>



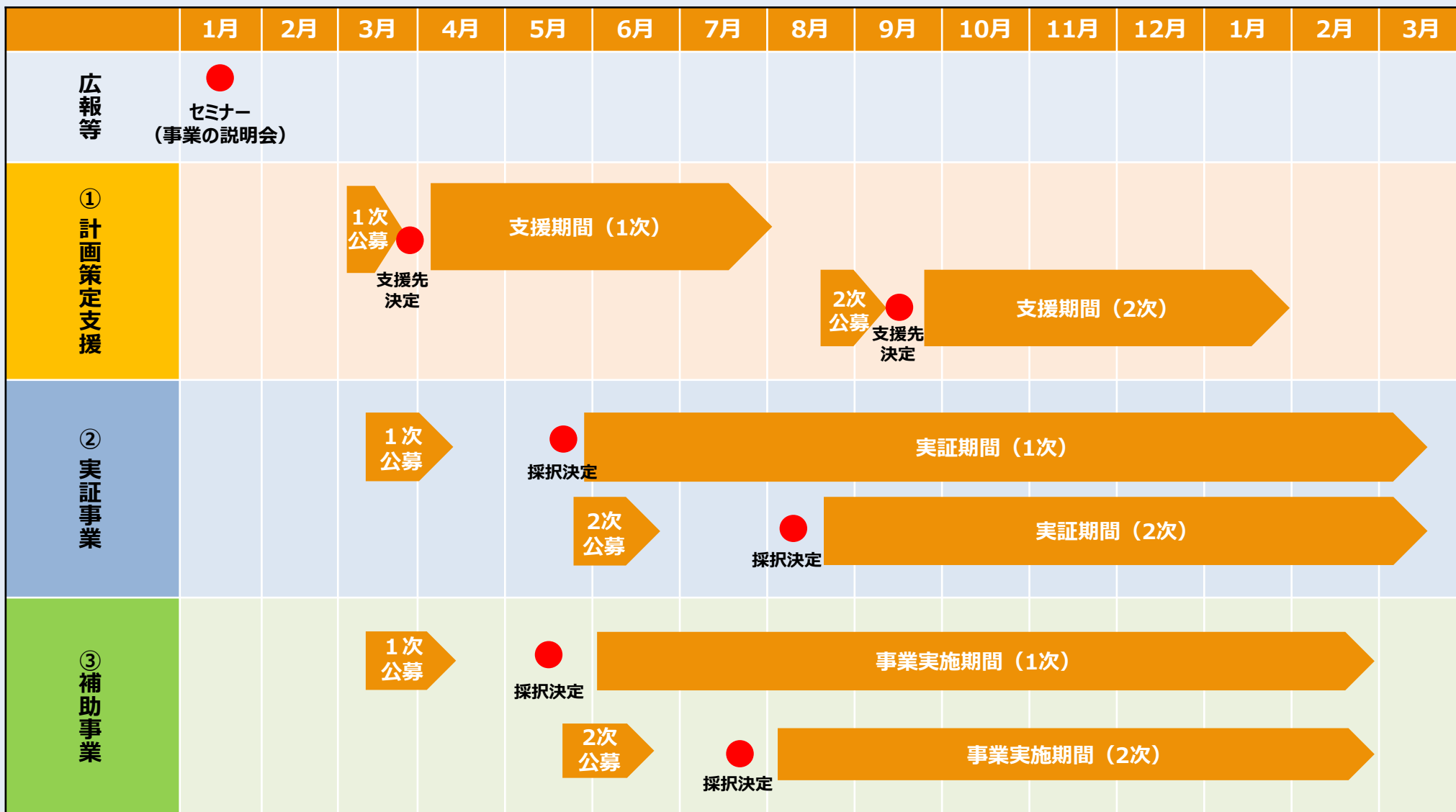
【③補助事業】 地方公共団体の負担分について

地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の**地方債を起債**することができます。



令和6年度 地域デジタル基盤活用推進事業のご案内

【事業スケジュール（予定）】



※募集状況によっては、2次公募を実施しない場合、3次公募を実施する可能性もあります。

【よくあるご質問集 全体】

Q1 計画策定支援→実証事業→補助事業の順で応募する必要がありますか。

A1 3つの支援メニューの全てに応募いただく必要はありません。各団体のニーズに合わせて、必要な支援にご応募ください。

Q2 既に計画を策定している場合であっても、実証事業や補助事業に応募するために、本事業による計画策定支援を受ける必要がありますか。

A2 必要ありません。

Q3 同時期に複数の支援メニューに応募することはできますか。

A3 可能です。例えば、補助事業を通じて通信インフラを整備するとともに、当該通信インフラを実証にも活用することなどが考えられます。

Q4 実証事業や補助事業を通じて確立した優良モデルを他地域に横展開するための支援はありますか。

A4 例えば、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）などをご活用いただくことが考えられます。

【よくあるご質問集 ① 計画策定支援 – 1】

Q1 計画策定支援を受けるためにどのような準備が必要ですか。

A1 計画策定に取り組むための人的なリソースをご用意ください。計画の策定に係る実作業は各支援先団体自らに実施いただきます。専門家は支援先団体が計画策定を進めていく上で必要なアドバイス・ノウハウの提供等により支援を行います。

Q2 応募時点において、解決すべき地域課題が明確でなくてもよいですか。

A2 問題ありません。そのような場合には、地域課題の抽出・整理もご支援いたします。

Q3 ローカル5Gなどのワイヤレス通信技術を用いることが前提の事業計画でなくてもよいですか。

A3 地域課題を解決するために最適なデジタル技術の導入・運用計画の策定を支援することを目的としているため、必ずしもワイヤレス通信技術を活用する取組である必要はありません。

Q4 光ファイバや携帯電話エリアの整備のための計画策定も対象になりますか。

A4 携帯電話サービスやインターネット接続サービス等の提供を主たる目的とする計画策定は対象外です。

Q5 策定した計画書は自由に使って構いませんか。必ず計画書に沿って取り組まなければなりませんか。

A5 計画書はご自由にお使いいただけます。計画書に沿って取り組むことを求めることはありません。

【よくあるご質問集 ① 計画策定支援 - 2】

Q6 企業・団体などが応募することはできますか。

A6 地方公共団体以外については、地方公共団体が出資する法人又は非営利法人による応募に限ります。

Q7 どのような形態で支援を受けることができますか。

A7 支援先団体の状況に応じて、専門家がオンライン・対面で5～10回程度のミーティングを実施するほか、メール・電話での相談をお受けいたします。また、状況に応じて、支援期間中に2回程度は、専門家が現地にお伺いすることを想定しています。

Q8 支援を実施する専門家を指名することはできますか。

A8 専門家をご指名いただくことはできません。総務省が契約した事業者が支援を実施します。必要に応じて、支援先団体の連携先などが検討作業へ参画いただくことは問題ありません。

【よくあるご質問集 ②実証事業－1】

Q1 企業・団体などが応募することはできますか。

A1 可能です。ただし、企業・団体のみに利益がある取組ではなく、地域課題の解決に資するものであることが要件となります。

Q2 企業・団体などが応募する場合、地方公共団体との連携は必須ですか。

A2 計画策定支援や補助事業と異なり、実証事業では必ずしも地方公共団体との連携は必要ありませんが、地域の産官学金との連携が図られているか否かは評価の対象となります。

Q3 同一の主体が複数応募することはできますか。

A3 異なるソリューションの実証である場合には可能です。

Q4 どのようなワイヤレス通信技術を活用する取組でも実証事業の対象になりますか。従来規格のWi-FiやLPWAを活用した取組も対象になりますか。

A4 ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6Eなどのワイヤレス通信技術を活用して、先進的なソリューションアイデアの実用化を図る取組であれば対象となります。例示されているワイヤレス通信技術以外を活用される場合には個別にご相談ください。
なお、ローカル5GとWi-Fiなど、複数のワイヤレス通信技術を組み合わせて活用することも可能です。

【よくあるご質問集 ②実証事業－2】

- Q5** どのようなソリューションであれば「先進的」と認められますか。他地域で既に実績のあるソリューションでも実証事業の対象になりますか。
- A5** 新たに検証すべき要素があるソリューションが対象であり、他の地域で実績のあるソリューションと全く同一の内容である場合には対象外となります。
類似の内容であっても、実装・横展開の促進に向けて、他分野への応用やより効率・効果を高めるための新たな検証要素がある場合などには、対象になり得るものと考えられます。
- Q6** 既に実施主体が保有している通信インフラを活用して実証を行うことは可能ですか。
- A6** 可能です。
- Q7** これまでに総務省の「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」で採択された取組について、本事業に応募することは可能ですか。
- A7** 全く同一の内容である場合には対象外となります。
実装・横展開の促進に向けて、他分野への応用やより効率・効果を高めるための新たな検証要素がある場合などには、対象になり得るものと考えられます。
- Q8** 「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の要件とされていた電波伝搬特性等に関する技術的検討（技術実証）を実施する必要はありませんか。
- A8** 本実証事業において技術実証の実施は要件ではありません。なお、実証目的に照らして必要な範囲において、電波伝搬特性や性能の評価などを実施することは妨げられません。

【よくあるご質問集 ③補助事業－1】

Q1 企業・団体などが応募することはできますか。

A1 可能です。ただし、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。応募時に地方公共団体との協定書や覚書など連携関係を示す資料又はその調整状況が分かる資料をご提出いただきます。

Q2 どのような通信技術を活用する取組が補助対象になりますか。

A2 ローカル5G・Wi-Fi・LPWAなど、様々なワイヤレス通信技術を活用する取組が補助対象となります。ただし、当該通信インフラを活用して地域課題解決を図るものであることが必要です。

Q3 無線ネットワーク設備の整備のみでも補助を受けられますか。

A3 その無線ネットワーク設備の整備が地域課題の解決を図るためのソリューションの実装に必要なものであれば、ソリューション機器等の整備に本補助事業を活用するか否かにかかわらず、本補助事業による補助を受けることは可能です。

Q4 先進性や新規性のある取組でなければなりませんか。

A4 実証事業と異なり、補助事業において先進性や新規性は要件ではありません。

Q5 整備費用だけでなく、ランニング費用も補助対象になりますか。

A5 複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、複数年契約に基づくランニング費用（PCレンタル料やクラウドサービス利用料等）も3か年分を上限として補助対象になります。

【よくあるご質問集 ③補助事業－2】

Q6 交付決定前に調達している機器・システムなどに係る経費は補助対象になりますか。

A6 交付決定日（交付決定通知書に記載の日付）より前に調達した機器・システムなどに係る経費は補助対象外です。

Q7 住民向けインターネット接続サービスや公衆無線LANサービスの提供を目的とした

A7 Wi-Fi環境整備は補助対象になりますか。

これらのサービスの提供を主たる目的とするWi-Fi環境整備は対象外です。

例えば、カメラ・センサからのデータ収集に活用するなど、地域課題の解決を図るために整備するWi-Fi環境について、副次的にこれらのサービスと共用することは妨げません。

Q8 観光促進を目的としたWi-Fi環境整備は補助対象になりますか。

A8 観光庁において観光拠点のWi-Fi環境整備に対する支援を実施しているところ、当該支援の対象となる場合には、本事業の補助対象外とさせていただきます。

Q9 補助対象経費の詳細を教えてください。

A9 総務省HPに掲載予定の実施要領をご参照ください。事前に確認したい事項がある場合には、お問合せ先までご連絡ください。

Q10 他府省庁の交付金や補助金と併用することはできますか。

A10 同一の事業について、重複して他府省庁の補助金などの交付を受けることはできません。

【よくあるご質問集 ③補助事業－3】

Q11 自己負担分(1/2)について、都道府県独自の補助金を充てることはできますか。

A11 自己負担分に他府省庁（国）の補助金などの交付を受けることはできませんが、都道府県による独自の補助金などを充てることは妨げられません。都道府県の補助金の要綱などに従ってください。

Q12 公設民営方式で運用することはできますか。

A12 可能です。ただし、事後的に公設民営方式に移行する場合などは、財産処分等の手続きが必要になる場合があります。

Q13 どのような経費が地方債の起債対象になりますか。

A13 無線ネットワーク設備、当該設備に接続するソリューション機器のほか、これらと設備的又は機能的に一体不可分な設備・機器・ソフトウェアが対象になります。
なお、起債に当たっては、地方債同意等基準運用要綱等をご参照ください。

Q14 地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄付を充当できるのはどのような場合ですか。

A14 詳しくは企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府webサイト）をご参照ください。
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

Q15 外注費のうち一般管理費を補助対象経費とすることはできますか。

A15 可能です。例えば、調査業務を外注した場合に、調査会社から請求される費用について、当該業務が補助対象事業に必要なものであると認められる限り、当該費用全体が補助対象となり得ます。

【地域デジタル基盤活用推進事業の活用フロー】


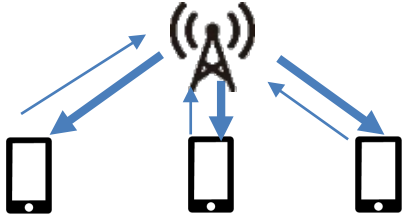

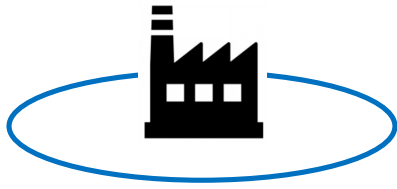

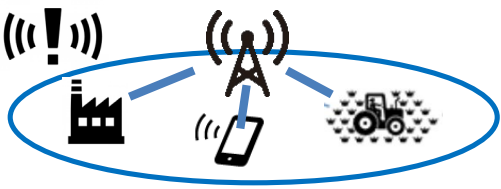


【参考資料】

【新しい通信技術の例：ローカル5G】

ローカル5Gは、地方公共団体や企業・団体などの様々な主体が、地域や産業の個別ニーズに応じて、自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムです。

その特長を活かして、医療・農業・工場などの様々な分野で課題解決や生産性向上を実現することが期待されています。

	エリア	性能の柔軟性	耐災害性
5G	 <p>全国</p>	 <p>画一的なニーズを満たす性能</p>	 <p>通信が集中して輻輳が発生する可能性</p>
ローカル5G	 <p>エリア限定で独自の5Gシステム構築が可能</p>	<p>例) 高精細映像のアップロード用のリソースを拡大</p>  <p>個別最適化 用途に応じて必要な性能を柔軟に設定</p>	 <p>非常時、輻輳時に強い通信を実現</p>

【ローカル5Gの導入イメージ：医療分野】

導入前

- 離島・山間等のへき地を中心に医療機関の医師不足が課題
- 専門的な医療を受けるためには、船舶・飛行機等での移動を強いられている

<遠隔医療の技術的課題>

従来のネットワーク（LTE/Wi-Fi）を活用して遠隔医療体制の構築を試みるも、通信速度や伝送遅延の制約から、高精細な映像の伝送時に乱れの発生や映像が固まる等、実用に耐えない。



へき地等における遠隔医療体制の構築に向けて
通信性能がボトルネック

導入後

ローカル5Gの「**超高速**」「**超低遅延**」といった特長が
従来の課題の解決に有効

<遠隔診療の実装例>

超高速・超低遅延の通信を通じて
4K内視鏡等の**高精細な映像のリアルタイム伝送**を実現
医師も「**実用可能**」との評価



高精細な映像を通じた専門医による診断によって、
従来の遠隔画像診断では見分けることが困難であった
早期食道がんの発見等の成果

【ローカル5Gの導入イメージ：農業分野】

担い手不足による
生産量の低下

農地集約化による
農家の稼働逼迫

降雪増・温暖化等
による水害リスク増大

高齢化等に伴う
健康リスク増大

自動運転トラクターの
遠隔監視制御の実現による
農家の作業時間減
(70%減を実現可能)

気象・土壌・作業履歴等の
データの収集・解析を通じた
作業スケジュールの最適化

最適水路の遠隔監視による
迅速な初動対応の実現

ウェアラブル端末を活用した
体調変化の検出

※LPWAなどの通信技術と組み合わせた活用例



【ローカル5Gの導入イメージ：交通分野】

労働力・熟練技術者の減少による**対応力低下**

設備・車両等の老朽化の進行に伴う**運行支障原因の増加**

新しい生活様式による**事業環境の変化**
(→コスト縮減)

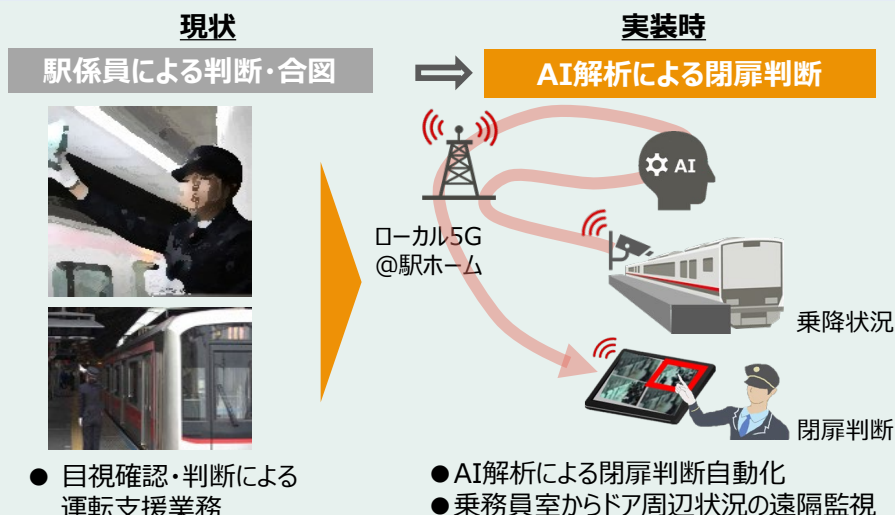
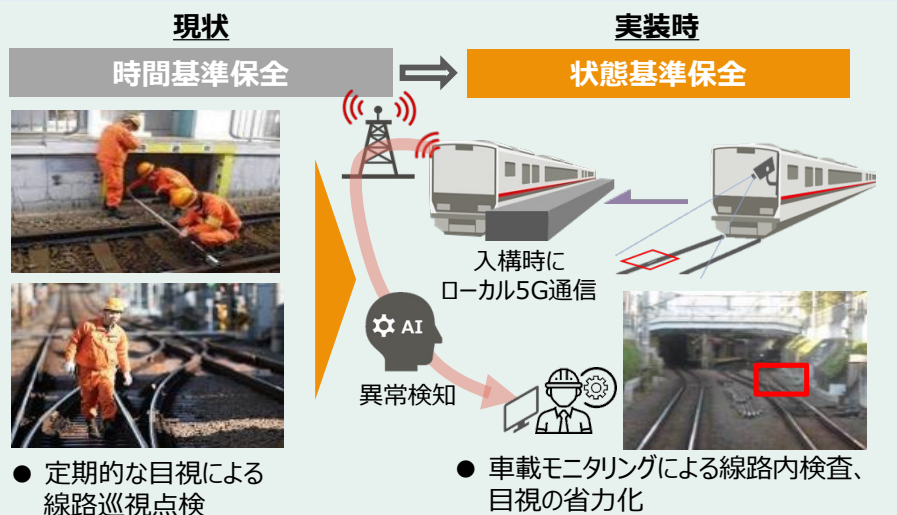


車載モニタリングカメラとAIを活用した線路巡視業務の高度化

- ✓ 異常を自動検知し、線路内目視検査・巡視の負担軽減
列車乗車巡視：毎日→週1回、徒歩巡視：毎週→月1回

高精細カメラとAIを活用した車両ドア閉扉判断の高度化

- ✓ 閉扉判断自動化による運転支援業務の省力化・安全性向上
約5人/日の省人化効果、設備費用削減



【ローカル5Gに関する参考情報】

ローカル5Gを活用する取組例

課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証など
総務省：令和2～4年度

ローカル5Gを活用した様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向けて、現実の利活用場面を想定した開発実証を実施しています。

実証成果などをwebサイトでご覧いただけます。

<webサイト>

GO!5Gサイト内 <https://go5g.go.jp/carrier/>

<開発実証の実施分野>



	農林 水産業	工場・ 発電所	空港・ 港湾	鉄道・ 道路・ 交通	観光・ 文化・ スポーツ	防災・ 減災・ 防犯	医療・ ヘルスケア	その他	合計
令和2年度	4	4	—	2	3	2	3	1	19
令和3年度	4	5	3	4	3	3	1	3	26
令和4年度	5	4	2	3	3	3	4	—	24

ローカル5Gの導入・運用コストの低減

ローカル5Gの交換設備の接続・共用に関する調査研究
総務省：令和3～4年度

ローカル5Gの導入・運用コストの低減に資する

- 異なるベンダの設備間の相互接続のルール
 - 複数のサービスで設備を共用するためのルール
- などの策定に取り組んでいます。

調査研究の成果などをwebサイトでご覧いただけます。

<webサイト>

GO!5Gサイト内 <https://go5g.go.jp/carrier/>
「ローカル5Gの交換設備の接続・共用の在り方に関する調査研究成果報告書」

ローカル5Gの交換設備



【新しい通信技術の例：Wi-Fi HaLow】

Wi-Fi HaLow (IEEE802.11ah) は、次世代IoT通信システムとして活用可能な新しいWi-Fi規格です。

1 km以上の距離をカバーしつつ、テキストデータだけでなく、画像・映像を伝送することができます。

	通信速度	通信伝送	通信距離
Wi-Fi HaLow	数Mbps	画像・動画の伝送可能	1 km～数km
LPWA (従来のIoT通信システム)	数十kbps	画像・動画の伝送困難	～数十km

Wi-Fi HaLowの活用によって、従来より効率的かつ精緻なデータの収集・活用が可能になるため、スマートシティ・農業・オフィスなどの様々な分野において、これまでにない価値をもたらすことが期待されています。

【Wi-Fi HaLowの導入イメージ：河川水位や鳥獣害の監視】

導入前

従来のIoT通信システムの通信速度

最大 約数十Kbps

テキストデータによる状況把握に限られる

<水位監視の例>



急激な水位変動があった場合にも、
画像・映像による確認ができないため、
詳しい状況や原因までは把握困難

<鳥獣害監視の例>

罾の稼働データのみを伝送
(罾に入ったかどうか等)



出沒状況/害獣の種類等は把握できない

罾の稼働状況を遠隔から把握できるが、画像・映像による確認
ができないため、害獣の**出沒状況や種類までは把握困難**

- ✓ 正確な状況を把握して対応を検討するために、
現場確認が必要となる場合有（迅速な対応の検討に支障）

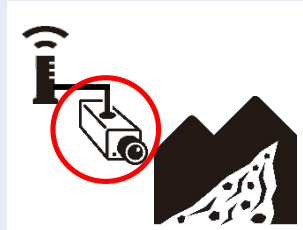
導入後

Wi-Fi HaLowの通信速度

最大 約数Mbps（従来のIoT通信システムの**数百倍**）

画像・映像の確認によって、遠隔地から**詳細な状況把握が可能**

<水位監視の例>

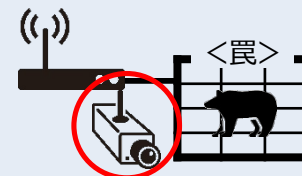


水位の変動状況やその原因を
遠隔から視覚的に監視可能になり、
水門の開閉要否等の対応を
迅速に検討することが可能

<鳥獣害監視の例>

山間部に散在する鳥獣害対策設備を**遠隔から
視覚的に監視可能**になり、害獣の出沒状況や
種類等を踏まえて迅速に対応を講ずることが可能

映像・画像によって遠隔地から
害獣の種類等が判断可能

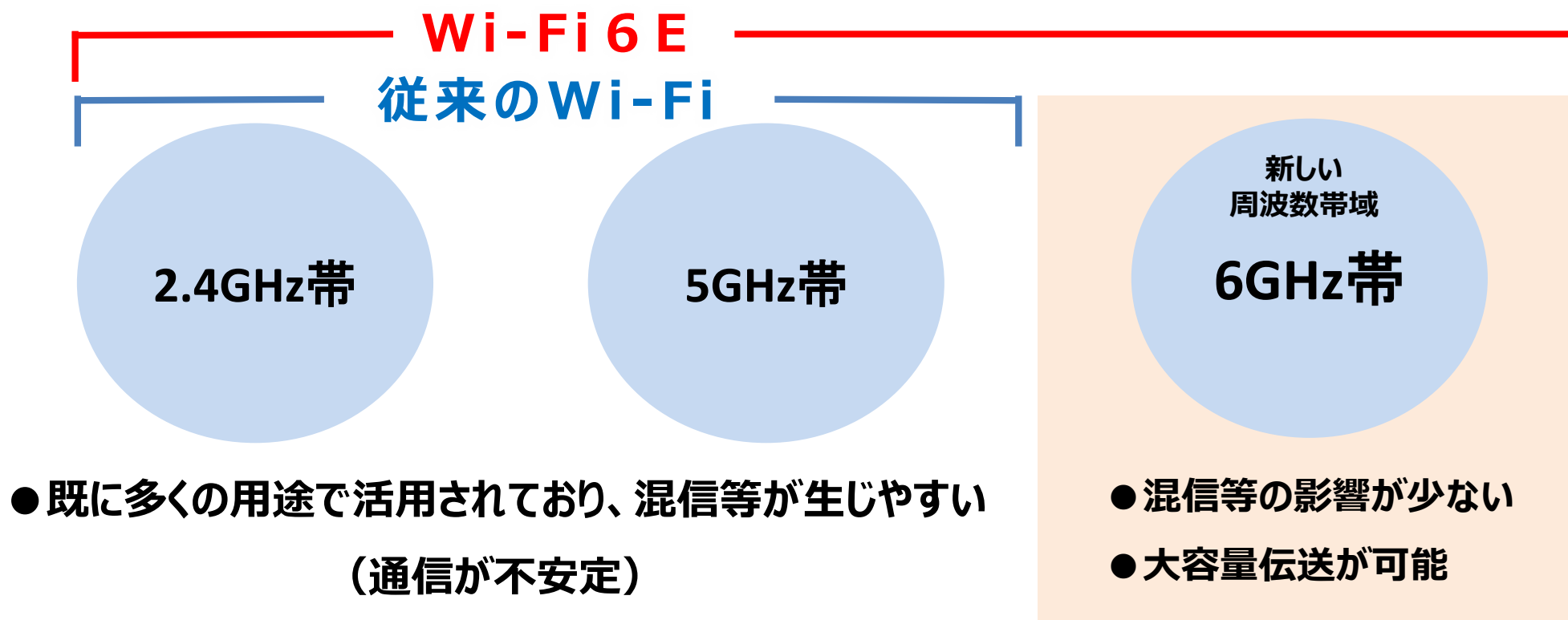


- ✓ 遠隔地にいながら、映像・画像を通じた詳細状況の把握が可能
- ✓ 現場確認のための稼働負担や危険性が低減
- ✓ 現場確認を要することなく、迅速に対応を検討することが可能

【新しい通信技術の例：Wi-Fi6E】

Wi-Fi 6 E (IEEE802.11ax) は、新しい周波数帯域 (6GHz帯) におけるWi-Fi規格です。

IoTの普及によって飽和状態にある既存のWi-Fi帯域と比較して、**大容量伝送や多数端末の同時接続が可能**になり、用途の拡大が期待されています。



【問い合わせ先（事務局）】

ボストン コンサルティング グループ合同会社

地域デジタル基盤活用推進事業 担当

■宛先：TOKLOCALDX2024@bcg.com

■件名：以下のとおり記載をお願いいたします。

①計画策定支援に応募の場合

計画策定支援（●●県▲▲市）

②実証事業に応募の場合

実証事業（●●県▲▲市）

③補助事業に応募の場合

補助事業（●●県▲▲市）

※括弧内には地方公共団体名や企業・団体名を記載してください。

【本省・総合通信局・総合通信事務所】

■本省

情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室

住所：〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話：03-5253-5757 / e-mail : digital-kiban@ml.soumu.go.jp

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311（内線4714） / e-mail : chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎

電話：022-221-3655 / e-mail : seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階

電話：03-6238-1692 / e-mail : kanto-suisin@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

電話：026-234-9933 / e-mail : shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階

電話：076-233-4431 / e-mail : hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館6階

電話：052-971-9405 / e-mail : tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階

電話：06-6942-8522 / e-mail : ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

電話：082-222-3324 / e-mail : chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4

電話：089-936-5061 / e-mail : shikoku-seisaku@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1

電話：096-326-7833 / e-mail : h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カーナ旭橋B街区 5階

電話：098-865-2304 / e-mail : okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp